

亀山市公告第56号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月18日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託

(2) 業務内容

共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月20日まで

2 参加資格要件

本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に「計画策定・コンサルティング」の取扱業者として登録がされていること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 本店又は支店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納してい

ないこと。

(6) 過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に地方公共団体が発注した地域公共交通に関わるデータ分析、地域公共交通の再編、オンデマンド交通等の新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を有していること。また、当該業務の従事経験のある者を本業務に配置すること。

(7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

(9) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。

(10) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

3 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市政策部政策推進課交通政策グループ

電話 0595-84-5066

ファクシミリ 0595-82-9955

電子メール kotsu@city.kameyama.mie.jp

4 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和7年7月18日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書

5 プロポーザル参加意思表明書等の提出

プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（要領様式1）

イ 業務実績調書（要領様式2）

ウ 会社概要書（要領様式3）及び会社パンフレット

エ 誓約書（要領様式4）

オ 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は、代表者の身分証明書又は住民票の写し

カ 納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和7年7月18日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

3の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者で、企画提案書の提出を要請されたものは、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年8月5日から同月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）とする。

7 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (7) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (9) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) プロポーザル参加意思表示書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (11) 選定の経過及び選定された優先交渉権者は、亀山市ホームページで公開することがある。